

# 港湾運送料金表

( 3 類 港 )

平成7年9月8日認可

平成7年9月16日実施

日本海地区港運協会

港 湾 荷 役 料 金 表

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

港湾荷役料金表（小型船荷役料金）

適 用 港

宮津港 両津港

# 港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

## I 料金の種類及び額

### 1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額				
				接岸本船 ←→ 上屋・野積場内		接岸本船 ←→ 上屋・野積場前		
				夏期	冬期	夏期	冬期	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入		768	998	682	887	
		空		653	849	580	754	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,146	1,490	1,045	1,359		
	パレタイズ貨物・バンバック・バッグコンテナ・プレスリング		1,511	1,964	1,376	1,789		
包	袋 物	紙・ビニール入りのもの		2,119	2,755	1,916	2,491	
		麻袋入りのもの		1,775	2,308	1,631	2,120	
	べール物	葉 タ バ コ		1,545	2,009	1,383	1,798	
		その他のべール物		2,078	2,701	1,875	2,438	
装 品	モーターサイクル		1,698	2,207	1,557	2,024		
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,223	2,890	2,036	2,647		
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,608	2,090	1,456	1,893		
	青 果 類		1,657	2,154	1,495	1,944		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,504	1,955	1,384	1,799		
	巻取紙(内地産)		1,225	1,593	1,090	1,417		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,095	1,424	979	1,273
				北 洋 材	1,492	1,940	1,377	1,790
		製 材		1,195	1,554	1,074	1,396	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,796	2,335	1,607	2,089		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,719	2,235	1,563	2,032	
鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,461	1,899	1,328	1,726			
石 材		1,738	2,259	1,606	2,088			

品 目		金 額			
		接岸本船 ←→ 上屋・野積場内		接岸本船 ←→ 上屋・野積場前	
		夏期	冬期	夏期	冬期
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)	1,251	1,626	1,110	1,443
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石	1,644	2,137	1,489	1,936
	砂 糖	1,575	2,048	1,454	1,890
特殊貨物	冷 凍 品	—	—	3,166	4,116
	冷 蔵 品	—	—	2,345	3,049

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

## 2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

## 3. 割 引 料 金

### (1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること

- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

## 4. 諸 料 金

### (1) 待 機 料 金

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分		1口の作業構成員数による区分				
		15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期	34,510	53,800	73,090	92,420	108,970
	冬期	44,860	69,940	95,020	120,150	141,660
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期	53,680	83,690	113,690	143,770	169,510
	冬期	69,780	108,800	147,800	186,900	220,360

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

### (2) 最 低 料 金

(1口につき 単位円)

昼夜区分		1口の作業構成員数による区分				
		15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期	273,780	426,810	579,840	733,200	864,490
	冬期	355,910	554,850	753,790	953,160	1,123,840
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期	273,780	426,810	579,840	733,200	864,490
	冬期	355,910	554,850	753,790	953,160	1,123,840

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

## 5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき7円

## 6. 消費税導入に伴う料金の加算 料金の総額の3%

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

### 2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

#### (1) 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

#### (2) 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

### 3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

### 4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

#### (1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

#### (2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

#### (3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

### 5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

#### (1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

## (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

## 6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

### (1) 待 機 料 金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### (2) 最 低 料 金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### (イ) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

#### (ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

## 7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

## 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

- (4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 9. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金

(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港灣荷役料金表(船内荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目		金 額				
		夏 期	冬 期			
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	357	464		
		空	304	395		
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		676	879		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		878	1,141		
包	袋 物	紙・ビニール入りのもの	1,165	1,515		
		麻袋入りのもの	1,114	1,448		
	べール物	葉 タ バ コ	777	1,010		
		その他のべール物	1,121	1,457		
装	モーターサイクル		1,048	1,362		
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,355	1,762		
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		892	1,160		
品	青 果 類		895	1,164		
	タ イ ヤ		951	1,236		
	巻取紙(内地産)		578	751		
	有 姿 貨 物	木 材	水落しのもの	原 木	390	507
岸壁場のもの			原 木	米国材・南洋材	539	701
				北 洋 材	959	1,247
		製 材	621	807		
物	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		894	1,162		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		987	1,283	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		839	1,091	
	石 材		1,138	1,479		

品 目		金 額	
		夏 期	冬 期
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)	574	746
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石	912	1,186
	砂 糖	1,019	1,325
特殊貨物	冷 凍 品	2,287	2,973
	冷 蔵 品	1,422	1,849

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

## 2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

## 3. 割 引 料 金

### (1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受けがあること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

## 4. 諸 料 金

### (1) 待 機 料 金

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分		1口の作業構成員数による区分				
		9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期	20,740	31,790	42,830	53,890	62,190
	冬期	26,960	41,330	55,680	70,060	80,850
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期	32,260	49,450	66,620	83,830	96,740
	冬期	41,940	64,290	86,610	108,980	125,760

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

### (2) 最 低 料 金

(1口につき 単位円)

昼夜区分		1口の作業構成員数による区分				
		9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期	164,540	252,200	339,780	427,530	493,370
	冬期	213,900	327,860	441,710	555,790	641,380
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期	164,540	252,200	339,780	427,530	493,370
	冬期	213,900	327,860	441,710	555,790	641,380

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

## 5. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき3円50銭



6. 消費税導入に伴う料金の加算  
料金の総額の3%

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

### 2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

### 3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

### 4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

#### (1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

#### (2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

#### (3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により、雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

### 5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

#### (1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

#### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

### 6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

#### (1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつて

は、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

## (2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### (イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

### (ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

## 7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

## 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金を1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 9. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目			金 額					
			接岸本船船側・ はしけ内 ↔ 上屋・野積場内		接岸本船船側・ はしけ内 ↔ 上屋・野積場前			
			夏期	冬期	夏期	冬期		
ユニット イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	451	586	361	469		
		空	383	498	306	398		
	ノックダウン自動車・完成車 （重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		530	689	424	551		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		712	926	570	741		
包	袋 物	紙・ビニール入りのもの	1,065	1,385	852	1,108		
		麻袋入りのもの	754	980	603	784		
	ベール物	葉 タ バ コ	849	1,104	679	883		
		その他のベール物	1,066	1,386	853	1,109		
装 品	モーターサイクル		739	961	591	768		
	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		985	1,281	788	1,024		
	機械類（1個当り5トン以上のもの）・完成車 （重量5トン以上または容積20トン以上のもの）		801	1,041	641	833		
	青 果 類		849	1,104	679	883		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		632	822	506	658		
	巻取紙（内地産）		711	924	569	740		
	木 材	岸壁場のもの	原 木	米国材・南洋材	614	798	491	638
				北 洋 材	612	796	490	637
		製 材		637	828	510	663	
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		997	1,296	798	1,037			

品 目		金 額					
		接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内		接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前			
		夏期	冬期	夏期	冬期		
有姿貨物	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		822	1,069	658	855
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		699	909	559	727
	石 材		691	898	553	719	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		743	966	594	772	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		819	1,065	655	852	
	砂 糖		639	831	511	664	
特殊貨物	冷 凍 品		—	—	1,046	1,360	
	冷 蔵 品		—	—	1,046	1,360	

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

## 2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

## 3. 割 引 料 金

### (1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受けがあること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

## 4. 諸 料 金

### (1) 待 機 料 金

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分		1口の作業構成員数による区分					
		4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期	13,770	22,010	30,260	38,530	46,780	55,050
	冬期	17,900	28,610	39,340	50,090	60,810	71,570
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期	21,420	34,240	47,070	59,940	72,770	85,630
	冬期	27,850	44,510	61,190	77,920	94,600	111,320

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

### (2) 最 低 料 金

(1口につき 単位円)

昼夜区分		1口の作業構成員数による区分					
		4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730
	冬期	142,010	226,990	312,080	397,370	482,460	567,750
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730
	冬期	142,010	226,990	312,080	397,370	482,460	567,750

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1トンにつき 単位円)

区 分	夏期	冬期
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,587	2,063
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,489	1,936
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個 当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,397	1,816

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		9	6
繊維原料類		38	30
青 果		38	30
窯 製 品		47	38
その他の貨物		68	55

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。  
2. コンテナについては、野積場置き料金とします。  
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき3円50銭

6. 消費税導入に伴う料金の加算  
料金の総額の3%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋、野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

### 3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

### 4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

### 5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

### 6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当たりの収容トン数）の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

↔ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目		金 額					
		本船内↔ 上屋・野積場内		本船内↔ 上屋・野積場前			
		夏期	冬期	夏期	冬期		
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	586	762	511	664	
		空	498	647	434	564	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,045	1,359	964	1,253	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,376	1,789	1,267	1,647	
包	袋物	紙・ビニール入りのもの	1,916	2,491	1,755	2,282	
		麻袋入りのもの	1,631	2,120	1,516	1,971	
	ベール物	葉タバコ	1,383	1,798	1,254	1,630	
		その他のベール物	1,875	2,438	1,713	2,227	
装 品	モーターサイクル		1,557	2,024	1,445	1,879	
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,036	2,647	1,886	2,452	
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,456	1,893	1,335	1,736	
	青果類		1,495	1,944	1,366	1,776	
有 姿 貨 物	タイヤ		1,384	1,799	1,288	1,674	
	巻取紙(内地産)		924	1,201	820	1,066	
	木材	岸壁場のもの	原木	979	1,273	885	1,151
			製材	1,377	1,790	1,283	1,668
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,074	1,396	978	1,271		
			1,607	2,089	1,455	1,892	



品 目		金 額			
		本船内←→ 上屋・野積場内		本船内←→ 上屋・野積場前	
		夏期	冬期	夏期	冬期
有 姿 貨 物	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル			
	石 材	1,606	2,088	1,501	1,951
撒 貨 物		小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）			
		鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石			
		砂 糖			
特 殊 貨 物	冷 凍 品	—	—	2,968	3,858
	冷 蔵 品	—	—	2,146	2,790

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は上屋・野積場前  
(1トンにつき 単位円)

品 目		金 額			
		本船内←→ 上屋・野積場内		本船内←→ 上屋・野積場前	
		夏期	冬期	夏期	冬期
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入			
		空			
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	689	896	551	716
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング	926	1,204	741	963
包 袋 物		紙・ビニール入りのもの			
		麻袋入りのもの			
装 ベ ール 物		葉 タ バ コ			
		その他のベール物			
品	モーターサイクル	961	1,249	768	998
	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）	1,281	1,665	1,024	1,331

品 目		金 額					
		本船内←→ 上屋・野積場内		本船内←→ 上屋・野積場前			
		夏期	冬期	夏期	冬期		
包 装 品	機械類（1個当り5トン以上のもの）・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)	1,041	1,353	833	1,083		
	青 果 類	1,104	1,435	883	1,148		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ	822	1,069	658	855		
	巻取紙（内地産）	924	1,201	740	962		
	木 材	岸壁揚のもの 原 木	米国材・南洋材	798	1,037	638	829
			北 洋 材	796	1,035	637	828
		製 材	828	1,076	663	862	
		非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）	1,296	1,685	1,037	1,348	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	1,069	1,390	855	1,112	
鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		909	1,182	727	945		
	石 材	898	1,167	719	935		
撒 貨 物		小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）					
		鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石					
		砂 糖					
特 殊 貨 物	冷 凍 品	—	—	1,360	1,768		
	冷 蔵 品	—	—	1,360	1,768		

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

## 2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

### 3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

### 4. 分担金等

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内  
↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき7円

- (2) 総トン数500トン未満の小型船内 ↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき3円50銭

### 5. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の3%

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 ↔上屋・野積場内又は戸前迄の荷役。  
(2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 ↔上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾

荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

### 2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 「本船内 ↔上屋・野積場内」の場合  
(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。  
(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。
- (2) 「本船内 ↔上屋・野積場前」の場合  
(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。  
(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

### 3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

### 4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜荷役割増  
16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。
- (2) 日曜日・祝祭日荷役割増  
日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. その他

(1) 基本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し

上屋入れ作業」、「看貨作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。